

第 14 回 生物多様性自治体ネットワーク定期総会

議 事 次 第

日時：令和 7 年 2 月 12 日（水）10 時 30 分～
ウェブ会議（Webex）

1 挨拶

2 議案

- (1) 事業報告（令和 6 年 2 月～令和 7 年 1 月）について
- (2) 事業計画（令和 7 年 2 月～令和 8 年 1 月）について
- (3) 国への要望について
- (4) 本ネットワークにおけるネイチャーポジティブ宣言の実施について
- (5) 第 16 回定期総会（令和 9 年 2 月）の現地開催について

3 情報提供

環境省からの情報提供

-
- 資料 1 事業報告（案）（令和 6 年 2 月～令和 7 年 1 月）
 - 資料 2 事業計画（案）（令和 7 年 2 月～令和 8 年 1 月）
 - 資料 3 生物多様性自治体ネットワークから環境省への要望書（案）
 - 資料 4 生物多様性自治体ネットワークにおけるネイチャーポジティブ宣言の実施について
 - 資料 5 生物多様性自治体ネットワーク申し合わせ事項（改定案）
 - 資料 6 第 16 回定期総会（令和 8 年度）の現地開催について
 - 参考資料 1 令和 6 年度広報・普及啓発部会の活動報告
 - 参考資料 2 令和 6 年「国際生物多様性の日」一斉 PR 実施状況一覧
 - 参考資料 3 自治体ネットワーク構成員の SNS アカウント使用状況一覧
 - 参考資料 4 生物多様性自治体 NW トピックス（R6.12 配信例）
 - 参考資料 5 J-GBF ネイチャーポジティブ行動計画表進捗表（抜粋）
 - 参考資料 6 生物多様性自治体ネットワーク広報用資料
 - 参考資料 7 生物多様性自治体ネットワーク規約
 - 参考資料 8 生物多様性自治体ネットワーク 構成自治体及び第 11 期役職名簿

事業報告

(令和6年2月～令和7年1月)

1 定期総会の開催

[第13回]

日時：令和6年2月19日（月）13：30～15：00

会場：ウェブ会議

議事：事業報告／事業計画 他

2 幹事会の開催

[第14回]

日時：令和6年2月2日（金）13：30～15：00

会場：ウェブ会議

議事：第13回定期総会の開催・議事について 他

[第15回]

日時：令和7年1月21日（火）10：30～12：00

会場：ウェブ会議

議事：第14回定期総会の開催・議事について 他

3 オンライン説明会の開催

日時：令和6年5月31日（金）9：30～12：00

会場：ウェブ会議

自治体ネットワーク出席者：102自治体

議事：生物多様性に係る国際的な動き、生物多様性国家戦略・地域戦略、生物多様性保全推進支援事業、生物多様性見える化システム、国内希少野生動植物種の指定と保全、鳥獣保護管理対策、外来種対策をめぐる近年の事情、ネイチャーポジティブ経済移行戦略、J-GBF（2030生物多様性枠組実現日本会議）、生物季節観測

4 国への要望

(1) 要望書の提出

令和5年3月18日（月）事務局（名古屋市）より環境省にメールで提出

5 部会活動

(1) 広報・普及啓発部会

加盟自治体の生物多様性に関する取組の向上をはかるため、令和6年度はオンラインによる部会を開催（参考資料1参照）

6 情報発信・共有

(1) 「国際生物多様性の日」一斉PR

令和6年5月22日の「国際生物多様性の日」を中心に、啓発チラシ等を活用した全国一斉

PRを実施（参考資料2 参照）

(2) 生物多様性自治体データベース

加盟自治体間の情報共有や交流をより一層進めるため、加盟自治体の「生物多様性に関する取組」と「生物多様性地域戦略策定状況」をとりまとめたデータベースを更新・共有

(3) SNSを活用した情報共有の促進（新規）

加盟自治体が所有するSNS情報を取りまとめ、共有することで、相互フォロー等による自治体間ネットワーク構築と情報共有を促進（参考資料3 参照）

(4) 加盟自治体による情報発信・共有の促進（新規）

生物多様性自治体ネットワークのWEB ページの運営・更新を行うとともに、加盟自治体の生物多様性に係るホットトピックを毎月取りまとめ、自治体間で事例の共有を図るとともに、対外的な発信（ウェブ掲載、環境省・イクレイ日本に共有）を実施（参考資料4 参照）

7 「2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」への参画 ※代表として名古屋市が出席

(1) 総会

[第3回]

日 時：令和6年9月9日（月）16：45～18：15

会 場：経団連会館4階 ダイヤモンドルーム南（オンライン併用、事務局は現地参加）

議 事：生物多様性に関する最近の動向、令和6年度 J-GBF 活動内容（J-GBF ネイチャーポジティブ行動計画進捗表を含む）（参考資料5 参照）

(2) 幹事会

[第3回]

日 時：令和6年6月6日（木）10：00～11：30

会 場：ウェブ会議

議 事：令和6年度 J-GBF 活動計画（案）、ネイチャーポジティブ行動計画のフォローアップ、J-GBF の取組みに関する提案（IUCN-J） 他

(3) 企画委員会

[第3回]

日 時：令和6年3月1日（金）10：00～11：30

会 場：ウェブ会議

議 事：J-GBF 企画委員会について、令和6年度の J-GBF 活動計画（案） 他

(4) 支援事業検討委員会

[第3回]

日 時：令和6年3月19日（火）10：00～11：00

会 場：ウェブ会議

議 事：令和5年度の寄付金活用事業決算、令和6年度の寄付金活用事業計画 他

(5) 地域連携フォーラム

[第4回]

日 時：令和7年1月28日（月）13：30～15：30

会 場：ウェブ会議

テーマ：食と生物多様性について

(6) 行動変容ワーキンググループ

[第6回]

日 時：令和6年3月25日（月）14:00～15:30

会 場：ウェブ会議

議 事：行動変容に関する令和5年度における環境省施策の実施結果報告 他

[第7回]

日 時：令和6年7月18日（木）14:00～15:30

会 場：ウェブ会議

議 事：今年度の活動方針、生物多様性の主流化に関する話題提供 他

8 生物多様性のための30by30アライアンスへの参画 ※代表として名古屋市が出席等
令和4年4月に発足した、30by30アライアンスに発起人・コアメンバーとして参画

(1) 30by30アライアンスメールマガジン

配信日：令和6年12月4日（水）

内 容：コアメンバーリレーコラムにて本ネットワークを紹介

9 環境省主催の検討会への参画 ※代表として名古屋市が出席

(1) 30 by 30 経済的インセンティブ等検討会

[令和5年度第3回]

日 時：令和6年3月21日（木）13：00～15：00

会 場：ウェブ会議

議 事：支援証明書制度の検討状況、インセンティブ施策の検討状況について 他

[令和6年度第1回]

日 時：令和6年9月2日（月）15：00～17：00

会 場：ウェブ会議

議 事：支援証明書制度の検討状況、インセンティブ施策の検討状況について 他

[令和6年度第2回]

日 時：令和6年12月23日（月）

会 場：書面開催

議 事：支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイント、自治体や地域のステークホルダーに期待される役割について 他

10 その他

(1) 生物多様性自治体ネットワーク加盟自治体拡大に向けた働きかけ

本ネットワークの広報資料（参考資料6参照）を作成し、構成員の各道府県下の自治体へ

の周知を実施

(2) 30 by 30 アライアンス参加自治体の拡大に向けた働きかけ

(3) 生物多様性条約第16回締約国会議(COP16)での取組発信(事務局(名古屋市))

令和6年10月にコロンビア・カリ市で開催されたCOP16において、公式サイドイベントである国際自治体会議に登壇し、生物多様性自治体ネットワークの取組を発信

環境大臣 浅尾 慶一郎 様

要 望 書

令和7年2月12日

生物多様性自治体ネットワーク

代表 名古屋市長 広沢 一郎

要 望 事 項

- 1 「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略の策定・改定について、生物多様性国家戦略に掲げる市区町村策定割合 30%を実現するため、地方公共団体に対する支援をより一層強化するなど抜本的な見直しを行うこと。
- 2 都市部や里地里山などを含む、地域における生態系の保全・再生等の取り組みについて、関連補助金の拡充に加えて地方交付税における特別交付税の交付も含めた財政的な支援の充実を図ること。
- 3 自然共生サイトについて、環境省はもとより、国土交通省や農林水産省等が所管する助成制度等においても優遇が図られるよう連携に努めるほか、土地の維持や相続等に係る経費負担の軽減につながる税制措置を強化すること。
また、自然共生サイトの周知に向けた取り組みを強化して、保全活動の実施主体と支援者の双方が積極的に取り組めるような機運の醸成を図ること。
- 4 生物多様性の主流化に向け、生物多様性の重要性を広く国民に認知してもらうため、マスメディアを活用し、より一層の広報を行うこと。
また、国と地方公共団体が一体となり普及啓発が行えるよう、統一的な啓発資材の提供等を通じたPR展開を行うほか、幅広い主体が参画できるよう、地方環境事務所とも連携して普及啓発等を実施すること。
- 5 生物多様性自治体ネットワークの活性化に向け、引き続き、運営等の支援を行うとともに、未加盟の地方公共団体に対する働きかけについては、地方環境事務所の関与も含めた支援を行うこと。

趣旨説明

(要望1 関連)

- 生物多様性国家戦略が目指す、2030年までのネイチャーポジティブの実現に向けては、各地方公共団体において、同戦略が示すビジョンを共有し、地域に応じた取組を推進することが必要である。一方で、生物多様性地域戦略を策定済みの地方公共団体数は令和7年1月末時点で225団体にとどまっており、特に、市区町村においては策定率が10.2% (178 / 1741) と低い状況にある。地方公共団体において生物多様性施策に投入できる行政資源には限りがあり、このままでは、生物多様性国家戦略 2023-2030 の目標値である市区町村策定割合 30%を達成することは非常に困難であることから、支援をより一層強化するなど抜本的な見直しが必要である。

(参考) 生物多様性地域戦略策定済み地方公共団体数

(令和7年1月末時点)

都道府県 47 / 47 市区町村 178 / 1741 計 225

(要望2 関連)

- 特定外来生物の防除等は、外来生物法の改正に伴い特別交付税措置の対象となるなど支援が拡大されているところであるが、都市部や里地里山を含む、地域の生態系の保全・再生の取り組みについては支援が不足している。各地域において、多様な主体との連携により、各種活動等を計画的かつ持続的に進め、生態系を保全・再生していくためには、国において、特別交付税措置の対象の拡大、関連補助金の支給対象となる事業の拡充や補助率の引き上げなどの財政的支援の充実が必要である。

(要望3 関連)

- 自然共生サイトについては、法的な拘束力は発生しないものの、認定内容に変更があった際には変更申請や認定の取り消しがあるなど実質的には土地の開発等が制限され、また、継続的な保全活動やモニタリング活動などが求められるなど申請者の負担が大きい制度となっている。また、地方公共団体が所有する場所の申請においては、土地を管理する部局等にメリットを理解してもらえないことが大きな障壁となっている。更なる申請と永続的な保全を促すためには、マッチングや支援証明書に加えて経済的なインセンティブが極めて重要となるため、環境省はもと

より国土交通省、農林水産省等が所管する助成制度における優遇や、固定資産税や相続税の減税といった維持や相続等に係る経費の負担軽減につながる税制措置の強化を行うことが必要である。

また、保全活動の実施主体と支援者の双方が積極的に取り組めるような機運を醸成するために、自然共生サイトの周知を強化し、認知度を向上させることが重要である。

(要望4 関連)

- 生物多様性の認知度は、COP10開催時に急速に高まったが、近年は低下傾向にある。生物多様性に対する理解と行動をさらに促すためには、国と地方公共団体が一丸となり、共通のメッセージを効果的な形で伝えていく必要がある。

しかし、現状、生物多様性についてマスメディアで目にする機会は少なく、その重要性を広く国民が認識しているとは言い難いことから、国によるマスメディア等を活用したより一層の広報が必要である。

また、生物多様性の啓発資材を独自に作成することが体制的・財政的に困難な地方公共団体も少なくないことから、国による統一的な啓発資材の提供が必要である。

さらに、環境省が主催する普及啓発イベントやフォーラム等の実施にあたっては、オンライン開催のみならず、地方環境事務所の関与のもとエリアごとに開催するなど、国内各地のあらゆる主体が参画しやすいかたちで実施することが必要である。

(要望5 関連)

- 生物多様性自治体ネットワークのさらなる活性化のためには、情報発信の強化および加盟数の拡大が重要である。

情報発信については、環境省が運用する2030生物多様性枠組実現日本会議のウェブサイトにおいて、本ネットワークの活動を効果的に発信できるよう柔軟な運用を行うこと。

また、加盟数の拡大については、生物多様性保全推進支援事業や30 by 30アライアンスをはじめとする環境省の施策や地方環境事務所が実施する取り組み等において、未加盟の地方公共団体に対して本ネットワークの周知及び加盟に向けた働きかけを行うなど、さらなる支援が必要である。

生物多様性自治体ネットワーク

1 目的

本ネットワークは、自治体が相互に連携を図り、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報共有及び発信を行うとともに、他のセクターとの連携・協働により取組の向上を図り、もって自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

2 組織（令和7年2月現在）

代 表：名古屋市

幹 事：北海道・東北ブロック：札幌市、黒松内町 関東ブロック：小山市、野田市
中部ブロック：松本市、蒲郡市 近畿ブロック：神戸市、豊岡市 中国・四国
ブロック：山口県、愛媛県 九州ブロック：対馬市、鹿児島市

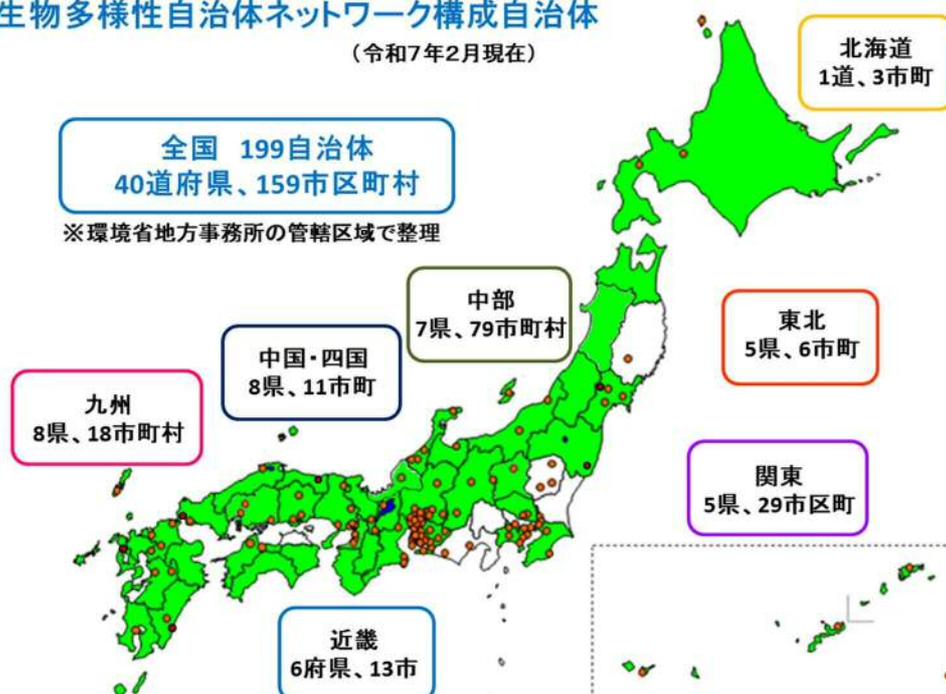
構成員：全国の道府県、政令市、市区町村 199 自治体

3 事業

- (1) 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する自治体の取組及び成果に関する情報共有と発信
- (2) 国、民間団体、事業者等他のセクターとの連携及び協働
- (3) 国への意見・要望の発信
- (4) 「2030 生物多様性枠組実現日本会議」への参画

生物多様性自治体ネットワーク構成自治体

(令和7年2月現在)



本ネットワークにおけるネイチャーポジティブ宣言の実施について

1 J-GBF ネイチャーポジティブ宣言について

- 自然資本を守り活かす社会経済活動への変革に向けた機運醸成のため、「2030 生物多様性枠組実現日本会議 (J-GBF)」では、企業、地方公共団体、NGO 等をはじめとする様々なステークホルダーによる「ネイチャーポジティブ宣言」を募集している。
- 令和 6 年 12 月時点の延べ参加企業・団体数 592 団体のうち、自治体による宣言は 13 団体にとどまっております。環境省からも自治体による宣言を拡大させていきたい旨について相談を受けています。

2 本ネットワークとしての宣言の実施について

- 企業や保全団体など J-GBF 構成員をはじめ、対外的に本ネットワークの活動の意義を発信するとともに、国内自治体におけるネイチャーポジティブ宣言の実施に向けた機運醸成を図るため、本ネットワークとしてネイチャーポジティブ宣言を実施する。
- 宣言文は別紙のとおり

3 宣言の取り扱いについて

- 本ネットワークの加盟自治体は原則、宣言に賛同したものとして取り扱う。
(生物多様性自治体ネットワーク申し合わせ事項に追記 (資料 5))
- 本宣言はネットワークとしての宣言となるため、加盟自治体に対して義務や制約を課すものではない。
- また、本宣言を行うことにより、ネットワークの加盟自治体が独自のネイチャーポジティブ宣言を行うことを妨げるものではない。

《参考：団体として宣言を行っている事例》

経団連自然保護協議会 (賛同企業・団体数：352 社)

一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ (賛同企業・団体数：65 社)



生物多様性 自治体ネットワーク

ネイチャーポジティブ宣言

自治体が地域の自然的社会条件に応じたきめ細かな取組みを進めていくことは、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、ネイチャーポジティブの実現という世界目標を達成する上で、極めて重要な役割を果たします。

本ネットワークは、国内自治体の取組みの促進に向け、以下の取組みを進めることで、ネイチャーポジティブの実現を目指すことをここに宣言します。

- 1 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する自治体の取組み及び成果についての情報共有を図ることで、加盟自治体間の連携促進を進めます。
- 2 「2030 生物多様性戦略実現日本会議(J-GBF)」に主体的に参画し、事業者や民間団体等の他セクター等との連携及び協働を進めます。
- 3 生物多様性国家戦略の推進に向け、自治体がそれぞれの地域における役割を果たせるよう、国に対する働きかけを行います。
- 4 ネットワークの加盟自治体数の拡大を図ることで、国内自治体の生物多様性の取組みの底上げを進めます。

2025年2月12日

生物多様性自治体ネットワーク申し合わせ事項

生物多様性自治体ネットワーク規約第 23 条の規定に基づき、生物多様性自治体ネットワークの運営に関し、下記のとおり申し合わせを行う。

1 代表の選任

- (1) 立候補を優先し、更新時期ごとに、事務局が全加盟自治体に意向を確認する。
- (2) 意向確認の時期については、引き継ぎ期間を 1 年以上設けるため、現代表の任期 2 年目に意向を確認する。
- (3) 複数の自治体から立候補があった場合は、代表の通算経験年数が少ない自治体を優先する。
- (4) 立候補がない場合に備え、地域ブロックごとの輪番順を下記のとおり定める。

地域ブロックの基本的な輪番順

順番	地域ブロック名
1	近畿
2	中国・四国
3	九州
4	北海道・東北
5	関東
6	中部

2 幹事の選任

- (1) 立候補を優先し、更新時期ごとに、事務局が全加盟自治体に意向を確認する。
- (2) 意向確認の時期については、引き継ぎ期間を 1 年以上設けるため、現幹事の任期 2 年目に意向を確認する。
- (3) 複数の自治体から立候補があり、地域ブロック毎の幹事の定数（各 2 自治体）を超える場合は、幹事の通算経験年数が少ない自治体を優先する。
- (4) 立候補する自治体が地域ブロック毎の幹事の定数に満たない場合は、当該ブロック内の構成員でくじ引きを行い、幹事を選任する。なお、これまで幹事を経験している自治体はくじ引きから除く。
- (5) 地域ブロック毎の幹事については、自治体規模のバランスを考慮し、1 都市は「都道府県・政令市」から、もう 1 都市はそれ以外の自治体から選任するよう努める。

3 部会の設置

- (1) 加盟自治体における取組みの向上をはかるため、オンラインによるテーマ別部会を必要に応じて設置する。
- (2) 部会については、自らの課題解決のために情報共有等を行いたい自治体が自発的に設置するものとする。
- (3) その時々課題に応じて自発的に部会を設置するという性質上、部会長の選任は立候補制によるものとし、任期は1年とする。2年目以降の部会長の選任については、部会員との協議のうえ、再任又は輪番制も可能とする。

4 フォーラム（交流事業）の開催

- (1) 令和2年8月に実施した幹事自治体向けヒアリングにおいて、6割の幹事からフォーラムは廃止すべきとの意見があった一方で、令和2年12月に実施した全加盟自治体向けアンケートでは、フォーラムの開催が可能な自治体が一定数あったことから、当面は当該自治体においてフォーラムの開催を検討していく。
- (2) 自治体ごとに希望する条件やタイミングがあることから輪番順は特に定めず、当該自治体間において開催時期等の調整をはかっていくこととする。
- (3) 上記に関わらず、フォーラムの開催を希望する自治体が出た場合は、柔軟に検討していく。

- 5 生物多様性自治体ネットワークのネイチャーポジティブ宣言への賛同について
加盟自治体は原則、本ネットワークのネイチャーポジティブ宣言に賛同したものとして取り扱う。

第 16 回定期総会（令和 8 年度）の実地開催について

定期総会の現状と提案

- 令和 2 年までは、代表都市において定期総会とフォーラム（国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）との共催）を毎年実地開催していた。
- 令和 3 年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大によりオンライン開催にシフトするとともに、代表都市の負担軽減等の理由からフォーラムの開催を任意とすることについて申し合わせがされた。（裏面参照）
- 今回、本ネットワーク 11 期の最終年における第 16 回定期総会を実地開催とし、生物多様性に関心が高い自治体が参集し、対面で情報交換を行うことで、オンラインではできない課題や事例の共有・議論を行い、さらなる意識の向上を図りたいと考えている。

《開催概要（案）》

開催場所：名古屋市

開催年月：令和 9 年 2 月頃

出席者：指定なし

（ただし、各自治体における生物多様性に係る取組みや課題等について意見交換を行うことができる者が望ましい）

プログラム

1 日目午後 定期総会、講演等（オンライン併用開催）、交流会

2 日目午前 エクスカーション（自然共生サイト・保護区、他分野連携事例）

- なお、実地参加が難しい自治体も参加ができるよう、定期総会等はオンラインとの併用開催を想定している。また、本提案は今後の代表自治体に定期総会およびフォーラムの実地開催を強要するものではない。

(参考) 第14回幹事会(令和6年1月実施)における意見

(鳥取県)

実地での開催となると距離的な問題もあり、参加が難しくなることが懸念される。

(札幌市)

過去に神戸市と鹿児島市での実地開催に赴いた経験があるが、本州や九州といった北海道とは異なる環境を視察することが出来たのは良い機会となった。新型コロナウイルスの感染状況にも落ち着きがみられるため、実地での開催も選択肢としてあり得る。多くの自治体に参加しやすくなるよう、オンラインも併用しての開催が良いのではないかと。

(参考) 生物多様性自治体ネットワーク申し合わせ事項(抜粋)

4 フォーラム(交流事業)の開催

- (1) 令和2年8月に実施した幹事自治体向けヒアリングにおいて、6割の幹事からフォーラムは廃止すべきとの意見があった一方で、令和2年12月に実施した全加盟自治体向けアンケートでは、フォーラムの開催が可能な自治体が一定数あったことから、当面は当該自治体においてフォーラムの開催を検討していく。
- (2) 自治体ごとに希望する条件やタイミングがあることから順番は特に定めず、当該自治体間において開催時期等の調整をはかっていくこととする。
- (3) 上記に関わらず、フォーラムの開催を希望する自治体が出た場合は、柔軟に検討していく。